

宗像市景観条例(案) 概要版

1. 景観計画の変更に伴う主な改正内容

(1) 『宗像市景観まちづくりプラン』と『宗像市景観計画』の統合に即した内容にします

【第5条・第6条第2項】

現行の宗像市景観条例では、宗像市景観まちづくりプランと宗像市景観計画の内容が、それぞれ記載されています。

宗像市景観まちづくりプランと宗像市景観計画を統合するため、統合後の内容に改正します。

(2) 景観計画における行為の制限(景観形成基準)の見直しに対応した内容にします

景観形成基準のうち、「屋根形状」と「太陽光発電設備」を見直し、宗像市景観計画を変更するため、変更内容に即した内容に改正します。

① 屋根形状の基準変更

【別表第3:建築物(屋根)】

眺望に影響を与えない範囲において、建築可能な屋根形状(片流れ・差し掛け・陸屋根)を追加します。

② 太陽光発電設備の基準変更

【別表第3:建築物(建築設備、高さの最高限度)】

【別表第1、別表第2:届出を要する行為】

【別表第5:工作物】

・屋根置き型の太陽光発電設備の基準を新設します。

・「その他工作物」として区分されていた地上設置型の太陽光発電設備を独立した区分とします。

2. その他改正内容

(1) 関連条例(屋外広告物条例)を更新した内容にします

【第41条第2項】

現在の宗像市景観条例において、屋外広告物条例は「福岡県屋外広告物条例」を適用していますが、現在は宗像市屋外広告物条例が施行されているため、反映した内容に改正します。

(2) 景観計画の運用に即した内容にします

【別表第6】

「開発行為」と同様に、「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」にも「法面や擁壁」に関する記述を追加します。